

令和5年度 第1回 枚方市都市計画公聴会の 公述人の意見に対する枚方市の考え方

東部大阪都市計画用途地域の変更、東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更、東部大阪都市計画土地区画整理事業の決定、枚方市立地適正化計画の変更に関する公聴会において公述人から述べられた意見に対しての枚方市の考え方は、次のとおりです。

	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する枚方市の考え方
1	<p>用途地域の変更について (公述人①)</p> <p>●用途地域の変更案に反対です。</p> <p>茄子作地区の計画では、8.2ヘクタールの広さの土地が工業地域に指定されます。危険性の大きな化学物質を大量に保管できる大規模工場建設の恐れが大いにあるという計画を地域住民としては到底見過ごせません。特に、有毒ガスの発生など被害が大規模となる工場火災やPFAS汚染などの公害に対して、限りない不安を抱きます。地区周辺には、老人ホームや病院、春日小がありますが、枚方市は道路による延焼遮断を言われており、その判断については、はなはだ疑問です。都市防災・都市計画の専門家の教授は、飛び火によって現代の市街地はまだ燃える。飛び火火災は道路も超えると言われています。火災の研究者の教授は、現行の建築基準法や消防法では工場火災の被害リスクは大きいと指摘しています。ところが枚方市は、それら法律に沿っているから良いという安全管理の姿勢についてはダメだと思いません。最先端をいく防災研究に学び、そこから災害に強い未来へむけたまちづくりの観点で、茄子作地区の都市計画を防災面で徹底的に見直していただきたい。</p> <p>(公述人②)</p> <p>●用途地域として工業地域に設定することにより、企業進出メリットの最大化を図り地域社会発展に寄与します。当地区が今後、地域と枚方市の防災拠点となり得るよう、進出企業、地域社会、行政が理念を持って進めていくことが望まれます。</p> <p>(公述人③)</p> <p>●工業地域の設定に反対です。</p> <p>工業地域になると、近くに小学校、病院、老人介護施設、住宅地がある場所に、化学薬品、貯蔵量に制限の無い工場が建ちます。昨年ニュースで取り上げられた摂津市の汚染問題など、事故が起こらないとは絶対に言いきれないた</p>	<p>●本地区は、本市都市計画マスタープランに位置付けされているとおり、産業集積を図る地域として、物流や工場等の土地利用を想定しています。よって用途地域の指定については、住居系用途地域ではなく、第二京阪道路沿道の指定状況より、基本的には準工業地域とし、幹線道路で区画された街区を工業地域に指定する考えです。</p> <p>工業地域の指定は、本地区への企業進出を望む製造工場などの多様なニーズに対応し、本事業の実現性を高めるために必要と考えており、大阪府が示す「用途地域の指定のガイドライン」に基づき、周辺の居住環境への影響を考慮した街区設定や地区計画における壁面の位置の制限により緩衝帯を設けるなど、周辺環境に配慮した計画であることから、工業地域に指定する考えです。</p> <p>危険物を貯蔵する工場等につきましては、現行法令に遵守した上で適切に立地されるべきものと考えています。また、製造業等に係る工場又は事業場においては、工場立地法に基づき、地域の生活環境の保持のため、敷地の周辺部に緑地等が配置されることとなり、さらに、地区計画における緑化率の最低限度により、みどり豊かな市街地を形成していく考えです。</p> <p>また、水田が失われる事での洪水防止機能の低下への懸念につきましては、流末である小川に対し、事業によって現状より負担をかけないものとして、大阪府の調整池等流出抑制施設技術基準をもとに容量等を設定して、調整池が計画されています。</p>

め、市民が安心して安全な暮らしができるように工業地域は必要なのか、もう一度しっかり考えていただきたい。

(公述人⑤)

●市街化区域への編入そのものに反対ではありませんが、市街化区域への編入が避けられないのであれば、隣接地域との用途地域の連続性・関係性を考慮して、府道沿道は第二種中高層住居専用地域に、D地区は住居専用地域にし、これらの地域が準工業地域や工業地域と隣接することになる場合は、緩衝地域を十分に確保して良好な住環境となるようにすべきです。

(公述人⑥)

●茄子作に工業地域はいらない、のキャッチフレーズを掲げて署名活動を行ってまいりました。1月21日現在の総署名者数は4393名です。化学薬品工場で事故が起こった時の甚大な被害は私たちが危惧する以上に企業の方がよく分かっておられると思います。当地区の第二京阪道路へのアクセスの良さが利点であるとはいえ、東、南、北に住宅街、西には東香里第二病院、特別養護老人ホーム、春日小学校が隣接する中に進出しようなどという市民感覚では到底理解することのできない倫理観、理念の無い企業はお断りです。それ以前に工業地域に設定しなければこのような問題は発生いたしません。

(公述人⑦)

●工業地域の設定に反対です。

工業地域に設定される場所には、アルコール、過炭酸ナトリウム、リチウムイオン蓄電池の電解液の消防法で指定されている危険物を制限なく扱える工場の誘致が検討されています。実際に全国各地で化学薬品工場での火災や事故は起こっています。もしこの地でも同様の事が起これば大惨事です。目と鼻の先にある春日小学校の児童や東香里病院の患者さま、特別養護老人ホーム サールナートの入居者さまはもとより、近隣住民に被害が及ぶ事は容易に想像できます。たとえ建築基準法や工場立地法等の法律に従って建築される工場であったとしても、それらが火災や爆発事故を起こす可能性はゼロではありません。現況のこの地におけるそれらの危険性はゼロです。そのリスクと引き換えに得られるものを、準備組合では地元雇

	<p>用の創出と関係人口の増加、地域防災の向上等、の地域貢献と謳われていますが、前述しました化学工場のリスクや、開発で水田が大幅に失われる事での洪水防止機能が低下することを考えましても、地域防災の向上にはつながりません。</p> <p>(公述人⑧)</p> <p>●高速道路は重要なインフラの一部であり、隣接する土地を効率的に活用するためにも、工業地域とするのは妥当と考えます。</p>	
2	<p>土地区画整理事業の決定について (公述人②)</p> <p>●都市計画案に賛成します。</p> <p>茄子作地区は、防災性やアクセス性に優れた地区で、後継者不足により営農継続が難しい中、乱開発や荒廃地による問題を防止するために、計画的なまちづくりをする必要があります。準備組合は土地区画整理手法を用いた計画的なまちづくりにより、地元雇用の創出、関係人口の増加、地域経済の活性化、地域防災の向上、税収の増加により地域課題の解決に寄与することを目指しています。</p> <p>(公述人⑧)</p> <p>●対象地域内に土地を所有する者及び隣接する住民にも道路の整備などで利便性が期待できるので土地区画整理事業の決定について、速やかに進めていただきたいですが、それと同時に、自分の土地への出入りを妨げられる等の農地利用者による路上駐車の問題が解決されることを期待します。</p>	<p>●枚方市都市計画マスタープランに即し、計画的で良好なまちづくりを推進するため、必要となる都市計画の決定や変更の手続きを適切に進めてまいります。</p> <p>また、道路交通計画につきましては、枚方市茄子作土地区画整理準備組合（以下「準備組合」）において、道路管理者や警察と協議を重ねているところです。</p>
3	<p>農地・自然環境について (公述人③)</p> <p>●茄子作地区は、美しい景色に恵まれている土地で、稲の成長とともに一言では言い表せないほど自然の素晴らしい景色になります。枚方市環境影響評価審査会においても生物学専門の先生が、この自然環境をそのままの状態に残していくことを提言されています。</p> <p>(公述人④)</p> <p>●都市計画案に反対です。</p> <p>茄子作地区は、稲作だけでなく、田んぼに足を運ぶ度に季節折々の違った風景に心が癒されます。この素晴らしい風景、豊かな自然を絶</p>	<p>●都市農地は都市部の貴重な緑として認識しており、営農の高齢化や後継者不足など大きく環境が変化している中で、積極的に農業振興施策に取り組む必要があると考えています。</p> <p>一方で、幹線道路沿道の都市的土地利用のポテンシャルが高い本地区については、乱開発を防止する観点から、地権者の意向を踏まえつつ、市街化区域編入による計画的なまちづくりを進めることも重要と認識しています。その際における農地保全の取り組みとしましては、生産緑地地区の指定による都市農地の確保に取り組んでいるところです。</p>

	<p>対に残すべきだと思います。先祖代々つないできたこの茄子作をこのままの状態に残して欲しいです。</p> <p>(公述人⑥)</p> <p>●環境教育学専門の教授は、自然体験や地域社会での生活が子供達の社会を生き抜く力を養成する、と述べられています。茄子作地区は自然美と歴史があり、花と緑と太陽が降り注がれています。都会の中の田園都市、都会の中の里地です。先人達の培ってきたこの地、未来を担う子供達にとっての成長の場所、茄子作を消滅させないでください。</p> <p>(公述人⑦)</p> <p>●農地の機能を保ちつつ、地権者の方の負担を無くす方法はないものかと考えました。この農地の四季折々の景観に心が癒されている近隣住民も多いのです。地権者だけがこの農地を受け継いでいく責任を負うのではなく、枚方市と近隣住民も協力して守っていかねばならないのではないかと。ボランティアを募り農地管理の労働力を確保し、学校給食に地産地消を取り入れ、農地の自然を、子ども達を育てる場として活用出来ないものではないでしょうか。</p>	<p>また、準備組合において、枚方市環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施しており、環境影響評価の準備書の縦覧は、本市が行う都市計画法第17条の案の縦覧と併せて行うものとされており、令和6年4月頃に縦覧する予定です。</p>
4	<p>地権者の合意形成・都市計画手続きについて (公述人④)</p> <p>●都市計画案に反対です。</p> <p>市民説明会で配られた資料には、地元地権者による組織が立ち上げられ、計画的で良好なまちづくりの検討が重ねられたとありましたがそれは違うと思います。全く望んでいないのに、納得もしていないのにも関わらず、開発の話がどんどん進むのは本当におかしいと思います。私のような意見や想いがある方も地権者の中にたくさんいる事をご存じいただきたい。</p> <p>(公述人⑤)</p> <p>●茄子作地区が市街化区域に編入された後、土地区画整理事業を中止することになれば、当地区が大混乱に陥ることになります。そのため、大阪府・枚方市は、土地区画整理事業の実現可能性について慎重の上に慎重を重ねて、確実に実施されるという判断をされていることと思いますが、準備組合第二回総会の都市計画手続きに対する賛否は、全地権者数126名のうち、賛成者は82名でした。その割合は約65%で、</p>	<p>●本地区は、令和5年3月26日開催の準備組合の総会において、都市計画手続きを進めることについて、賛成多数で議決されているため、本市としましては、準備組合に対して、地権者等の合意形成を図るための丁寧な対応など、指導や助言等しつつ、都市計画法第17条の規定に基づく都市計画の案の縦覧の際に、皆さまのご意見をお伺いする機会を設けるなど、適切に手続きを進めていく考えです。</p> <p>なお、組合設立認可の同意につきましては、ご意見のとおり、認可申請書が提出された時点での判断となり、同意の見通し状況につきましては、準備組合の総会の賛成状況や意向調査結果等を考慮しています。</p>

	<p>土地区画整理事業の組合設立認可に必要な3分の2である66%に届いておりません。認可申請書が提出された時点での判断になるのはもちろん言うまでもありませんが、枚方市はどのような根拠でもって、今後地権者の3分の2以上の賛成を得て事業が実施される可能性があると考えているのか、説明を求めます。</p>	
5	<p>その他 (公述人⑧)</p> <p>●用途地域の変更についての中止を求める署名活動がされているようですが、代表者名や連絡先が無い署名用紙で、また紹介者が署名の目的も理解せずに収集しているのは署名活動として合法性があるのか不明であると思います。</p>	<p>●署名活動は、法令に基づいたものではありません。都市計画の案は、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧の際に、皆さまのご意見をお伺いする機会を設けるなど、適切に手続きを進めていく考えです。</p>